

2025年度 大学院 法学研究科 博士前期課程 入学試験

(一般入学選考 9月)

2時限目 B 専門科目または外国語

憲法 試験問題

受験番号	氏名

2024年9月入試憲法B問題

以下の2問中1問を選択し解答しなさい。

問1 裁判所が保持する司法権の意義について説明しなさい。

問2 基本的人権規定の私人間適用について説明しなさい

解答例

近畿大学大学院法学研究科（博士前期）課程

2025年度入試（9）月期 <2024年度実施>

（一般）入学選考

（B専門科目または外国語）

科目名（憲法）

2024年9月入試実施・憲法B問題

以下の2問中1問を選択し解答しなさい。

問1 裁判所が保持する司法権の意義について説明しなさい。

【解答例】

司法権の意義について通説は、「具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する国家の作用」としており、解答もこれに沿った内容であることが求められる。また、「具体的な争訟」は「事件性の要件」とも呼ばれており、これが、裁判所法3条1項の言う「法律上の争訟」であることに言及する。

次に判例では、板まんだら事件判決（最大判昭56.4.7）について述べるのが必須となる。最高裁は、宗教上の教義が争われた事例が「法律上の争訟」に当たるか否かについて、「当事者間の具体的な権利義務、ないし、法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、法令の適用により終局的に解決することのできるものに限る」としており、解答もこの内容に準じた説明が必要である。

この結果、争訟ではあるが司法権の範囲外と考えられるものとして、「単なる事実の存否」「学問上・技術上の論争」「抽象的な権利義務の存否」を示す。また、大日本帝国憲法において行政事件が通常裁判所の管轄外であった点を踏まえて、現行憲法においては、民事事件、刑事事件、行政事件のすべてが司法権の対象であることを付加することも望ましい。

問2 人権の私人間効力について説明しなさい。

【解答例】

まず、なぜ人権の私人間効力が問題となるのかについて確認してほしい。現代社会において国家による人権侵害のみならず、企業、労働組合、大学、宗教団体など「社会的権力」を持つ私人団体が国民の人権を侵害している事例がある。そこで、憲法の人権規定が、国民（私人）による人権侵害問題に適用できるのか、効力を持つのが問題となる学説は、直接適用説（直接効力説）、間接適用説（間接効力説）、最近の非適用説などについて説明すべきだが、通説的見解といえる間接適用説の理解を示すことが必須となる。間接適用説については、憲法の人権の趣旨を私法の一般条項（民法1条、90条、709条）を通して解釈、適用するとの内容を説明し、私人による人権侵害に対する保護、私的自治の原則の両方が維持されるメリットを述べる。

判例は、三菱樹脂事件判決（最大判昭48.12.12）が必須であり、①自由権、平等権は、国と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定していないとして、直接適用説を否定しつつ、②個人の基本的な自由や平等に対する具体的侵害は、態様、程度が社会的に許容できる範囲を超えた場合、立法措置による是正、民法1条、民法90条または不法行為規定によって「適切に調整」できる、とする間接適用説の宣言を述べる。日産自動車事件（最判昭56.3.24）等その後の判例に触れるのもよい。なお、六法貸与型試験であるため、私人間の人権侵害に直接適用できると解すべき憲法規定、15条4項（投票の秘密）、18条（奴隷的拘束の禁止）、28条（労働基本権）への言及も望ましい。

出題意図

近畿大学大学院法学研究科（博士前期）課程

2025年度入試（9）月期 <2024年度実施>

（一般）入学選考

（B専門科目または外国語）

科目名（憲法）

2024年9月入試実施・憲法B問題

以下の2問中1問を選択し解答しなさい。

問1 裁判所が保持する司法権の意義について説明しなさい。

【出題意図】

本問は選択科目であり、憲法を主専攻とする者を対象としていない。そこで、日本国憲法が定める統治機構について、大学院法学研究科入学レベルの法学的知識を確認するものとなっている。

憲法76条1項は「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」とするだけで、「司法権」そのものの定義を示していない。解答においては、判例、学説に基づき、「司法権」の内容を解釈し、説明する必要がある。

問2 人権の私人間効力について説明しなさい。

【出題意図】

本問は選択科目であり、憲法を主専攻とする者を対象としておらず、憲法人権総論の基本的なテーマを出題している。

人権の私人間効力は、憲法の明文規定によって示され多問題ではない。このため、人権に関する基本的な法的解釈、知識の有無を確認することができる。特に最高裁判例「三菱樹脂事件」があるため、その内容の説明が必要となる。また、学説は多岐にわたっているが、その説明、整理によって法学的理解を確認できる。